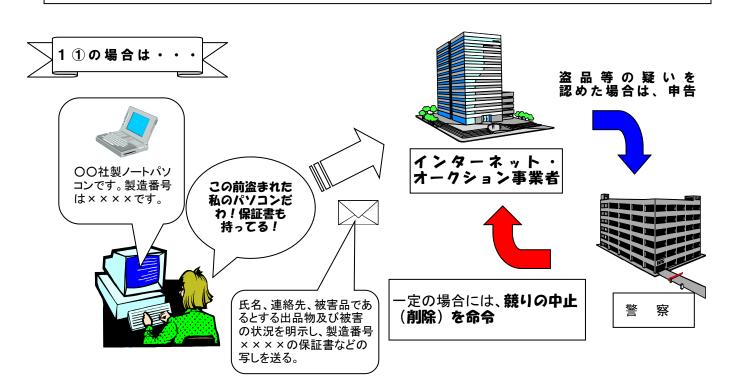
インターネット・オークション事業者が申告をすべき 「盗 品 等 の 疑 い を 認 め る と き 」 の 参 考 事 例

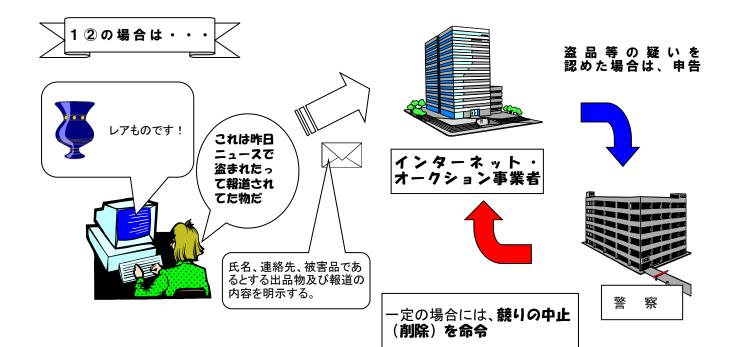
古物営業法第21条の3の規定により、インターネット・オークション事業者(以下「事業者」といいます。)は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、警察にその旨を申告しなければならないこととされています(申告を受けた警察は、一定の場合には、事業者に対し、古物に係る競りの中止を命ずることができます。)。

以下の事例は、事業者がこの申告義務を履行するに当たり、「盗品等の疑い」を認める可能性のある場合として特に注意を払うべきものの類型を例示したものです。個別具体的な場合に盗品等の疑いを認めるか否かについては、事業者において判断するものであります。

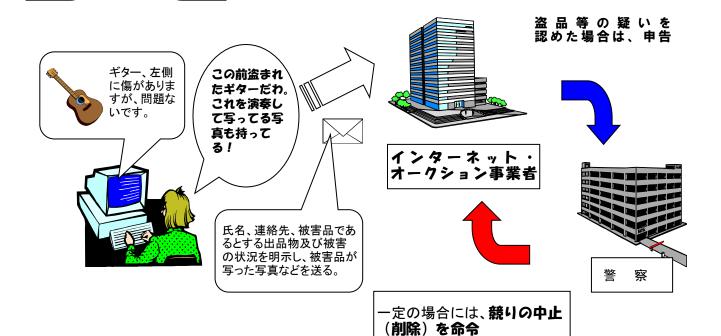
したがって、これらの場合に形式的に合致するときにすべて申告義務が生じるものではありません。一方、これらに該当しない場合であっても、事業者が盗品等の疑いがあると認めたときは、申告義務が生じることとなります。

- 1 出品物が被害品であると疑うべきことについて一定の理由がある場合
 - (例)通報者が氏名、連絡先、被害品であるとする出品物及び被害の状況を明示しており、かつ、以下のいずれかの事情がある場合
 - ① ホームページに掲載されている出品物の製造番号等と通報者から送付された保証書等の写しに 記載されている製造番号等が合致する場合
 - ② 財産犯に係る報道等において被害品の特徴が公開されており、それらの情報とホームページに掲載されている出品物の特徴が合致する場合
 - ③ ホームページに掲載されている出品物の特徴と通報者から送信された画像中の古物の特徴が合 致する場合

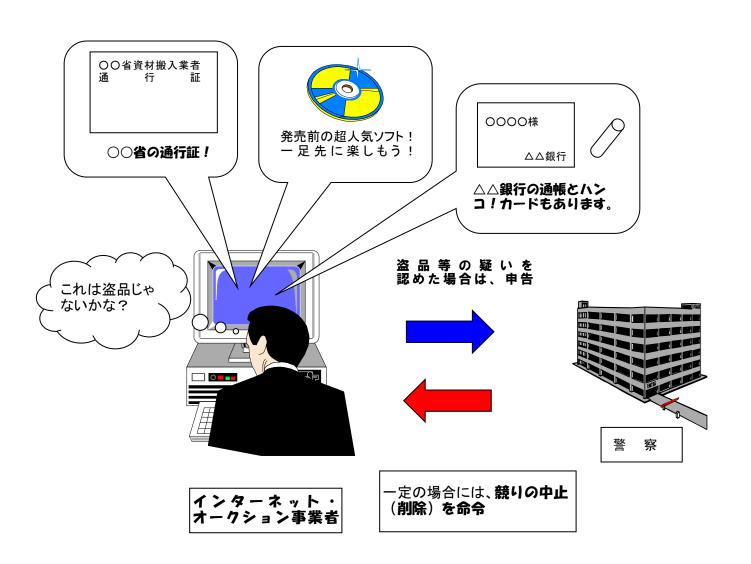




1③の場合は・・



- 2 出品物が、被害に遭わなければ出品されることは通常考えにくいものである場合
 - (例1)官公庁職員の身分証明書等が出品されている場合
 - ~ 職員証、通行証等が該当する。
 - (例2)市販されていないものが出品されている場合
 - ~ 発売前のゲームソフトの試作品、法令により定められた制服等が該当する。 販売促進等のために用いられるものであって、市販されていないが一般に広く頒布され又は入手できるものは該当しない。
 - (例3)架空口座の疑いがある預貯金口座の通帳又はキャッシュカード



- 3 出品物を特定するためのものが消除されている場合
 - (例)車体番号のない自動車、製造番号が判読できないようにされたパソコン等が出品されている場合
 - ~ 出品者の説明欄に車体番号等がない旨が明記されていなくても、そのような状況の画像が掲載されているときは、該当する。
- 4 通常使用する場合に必要な書類がない場合
 - (例)法律等で常備することが義務付けられている書類(車検証、自動車損害賠償責任保険の被保険者証等)が、合理的理由がないのに備わっていない場合
- 5 その他
 - (例1)出品者が自らの出品物について、盗品等であるかのような記述をしている場合
 - ~ 「部品取り用であり登録はできません。この事情が分かる人だけ入札してください。」、「「これは 盗難車ですか」という質問にはお答えしません。」などの記述が該当する。
 - (例2)競りの中止の命令を受けて削除された出品物と同一と認められるものが出品されている場合
 - ~ 製造番号等が一致するもの、同一の画像を掲載しているものなどが該当する。

